第2回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和4年2月17日(木) 午後1時30分
- 2 招集場所 石川町役場 3階 正庁兼議場
- 3 報告
- (1) 報告第1号

石川農業振興地域整備計画の変更案の一部取下げについて

4 議案

(1) 議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

(2) 議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

(4) 議案第6号

石川町農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について

(5) 議案第7号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について

(6) 議案第8号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

出席委員

農業委員 9名

 1番 佐川 修一
 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫

 4番 金沢 和則
 5番 芳賀 正幸 6番 緑川 一男

 7番 緑川 喜友 8番 仲田 昌勝 9番 遠藤 武重

欠席委員 なし

農地利用最適化推進委員についてはコロナ対策のため参集せず。

事務局 事務局長 武藤 伝 事務局次長兼農地管理係長 吉田 慶司

・議 長 本日の出席は9名です。定足数に達しておりますので、只今より第2回 石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、4番 金沢和則委員 5番 芳賀正幸委員 を指名いたします。

(1)報告第1号

石川農業振興地域整備計画の変更案の一部取下げについて

- ・議 長 まず初めに、報告第1号 石川農業振興地域整備計画の変更案の一部取下 ばについて議題とします。事務局の報告を求めます。
- 事務局長 (朗読説明)

令和4年2月15日付け石川町長より、石川農業振興地域整備計画の変更 案の一部取下げについて通知がありましたので、その内容についてご説明い たします。

今回の取下げの理由ですが、当該農地周辺の地域住民への説明、調整が不 十分であり、周辺住民とのトラブルを避けるためにも再度調整を図ることが 望ましいとのことで、取り下げとなっております。

・議 長 只今報告のありました、石川農業振興地域整備計画の変更案の一部取下げ について何かご質問等ございませんか。

(「質問なし」の声あり)

議長ないようですので、報告を終わります。

(1) 議案第3号

- ・議 長 次に議事に入ります。議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可 に申請に対する意見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。
- · 事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から2につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

・根本常和委員 農地法第3条第1項番号1、譲渡人○○○、譲受人○○○との件を 調査した結果を報告いたします。

去る、2月7日午前11時30分より、譲受人〇〇〇、最適化推進委員根本浩一さんと私の3人で現地を確認しました。

権利を移転しようとする譲渡人の〇〇〇〇は、現在〇〇〇〇〇〇〇〇〇 中で、高齢で耕作困難となり、譲受人と協議の結果、売買契約を締結する に至りました。譲受人は今後水田として耕作するとのことでした。この場 所は圃場整備事業の区域内で、現在圃場整備中の農地です。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので皆様方のご審議のほどよろしくお願いします。

・議 長 只今報告ありました農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見 等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第3号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました仲田昌勝委員 に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 農地法第3条第1項番号2の所有権移転調査の結果を報告いたします。 2月6日午前9時から現地で譲渡人○○○、最適化推進委員の斎藤英幸さん、南條博さんに立会をいただき私を含めた4人で現地調査を実施いたしました。

> 当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から東へ約200mの 土地です。土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇、地目畑、地積292㎡です。

> 譲渡人の住所は〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇 職業〇〇〇〇です。 譲受人の住所は〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇 職業〇〇〇〇です。移転事由は 無償贈与による所有権移転です。

当該地は、譲渡人が現在まで野菜を耕作しておりましたが、高齢となり

将来を考え耕作人が譲受人に耕作を指導・応援することで農地を維持できることから、今回の申請となりました。譲受人は野菜の収穫物を自家消費や生産物直売所へ出荷する予定です。この案件は現況で農地としての利用であり周辺農地へ与える影響はありません。

以上調査した結果、この案件は問題ないと考えられますので皆様方の審 議よろしくお願いします。

・議 長 審議に入る前に、4番金沢委員は申請者の代理人ですので、農業委員会 等に関する法律第31条議事参与の制限により退席を求めます。

(金沢委員退席)

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご 意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第3号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

金沢委員の入室を認めます。

(金沢委員入室)

(2) 議案第4号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議 長 続いて議案第4号 農地法第4条1項の規定による許可申請に対する意 見決定について議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 (議案朗読)

農地法第4条第1項番号1についてですが、事業計画者は農業用施設用 地を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地で す。

- ・議 長 農地法第4条第1項の規定による許可申請番号1を調査した緑川一男委員に報告を求めます。
- ・緑川-男委員 農地法第4条第1項1番の農地転用許可申請の現地確認の結果を報告します。

確認日は令和4年2月7日午前11時30分より当該地にて、吉田事務

局次長、矢内主事、申請人の〇〇〇〇、最適化推進委員の添田勉さんと私の5名で実施いたしました。

当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ約2.8km位行った西側の〇〇〇〇〇〇〇、田 2,317㎡の一部、864㎡です。

概要は堆肥盤 1 3 0 ㎡、パドック 4 2 9 ㎡、スロープ 6 5 ㎡、通路等が 2 4 0 ㎡です。

申請人は0000000、0000、0000です。

申請理由、現在使用している施設が手狭になったため、新しい施設を町の補助金を活用し当該地が適地と思い決定しました。

堆肥盤にはビニールまたはシートで被覆し雨水は自然浸透及び側溝へ流出し、溜枡をとりつけ汚水の流出防止に努めます。周囲は申請人が耕作していますし周囲に民家もありませんので汚水や臭いで問題が発生するとは考えられません。

以上調査した結果この案件は問題ないと思いますので皆様の審議よろ しくお願いいたします。

・議 長 只今説明のあった農地法第4条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第4号 農地法第4条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・議 長 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意 見決定について議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は事業用駐車場を目的とし今回の申請に至っております。なお、申請地は第1種農地です。 次に、番号2についてですが事業計画者は駐車場を目的とし今回の申請 に至っております。なお申請地は第2種農地です。 次に番号3についてですが事業計画者は一般住宅用敷地を目的とし今 回の申請に至っております。なお、申請地は第1種農地です。

- ・議 長 農地法第5条第1項番号1を調査されました佐川修一委員に報告を求めます。
- ・佐川修一委員 農地法第5条第1項番号1の権利移転の許可申請について報告いたします。

この案件は、令和3年8月16日の総会において、石川町農業振興地域整備計画変更申請番号3にて報告と承認をいただいております。その後、今回の申請に至っているため、現地確認を省略させていただきます。

申請理由として、社有車、従業員通勤者、整備車両置き場として現在借りている土地を返却することになり新しい駐車場を確保するため今回の申請になりました。

申請地は会社が道路の反対側にあるため、利便性もよく駐車スペースとしても十分確保できることから選定しました。敷地内はアスファルト舗装を施し法面は法面保護工を行い土砂の流出もなく、雨水は既存側溝へ流下します。日照の問題や周辺農地、住宅、農作物に支障をきたすことはありません。土地の境については境界標やブロック塀を設置することで明確にします。

以上、調査した結果この案件は問題ありませんので皆様の審議よろしく お願いします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご 意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第5号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました近内貞夫委員 に報告を求めます。

・近内貞夫委員 農地法第5条第1項2番の許可申請の件に付き現地調査した結果を報告 いたします。

令和3年8月6日午後1時30分より〇〇〇〇〇〇〇の現地で農業 振興地域除外申請時確認いたしました。

確認出席者は吉田次長、矢内主事、最適化推進委員の近内壽夫氏、円谷和司氏と私の5名で調査確認いたしました。

当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇⁰ を北へ約 5 k m、〇〇〇〇〇〇〇 に隣接する地目畑、地積 2 0 1 ㎡であり転用目的は駐車場であります。

周囲には農地も無く雨水は西側にあり既存の側溝に流出します。以上調査した結果この案件は特に問題はないと思われますので委員各位の審議をお願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2の件について、何かご 意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第5号 農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第5条第1項番号3を調査されました根本常和委員 に報告を求めます。

・根本常和委員 農地法第5条1項3番の件を調査した結果を報告いたします。

転用目的と選定理由は、譲受人〇〇〇、〇〇〇〇は現在〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇二人で生活しており、住宅北側、南側に〇〇〇が流れており、自然災害の際に水害の恐れがあることと、手狭な建物で老朽化に伴い新居が必要になりました。また同じ町内で生活環境が大幅に変わらないこと、そして親戚所有の土地であり、困った時に相談できるため最適であると思います。

申請地は、東側町道、南側農道、西側畑で北側町道、その先水田で日照

等支障ないと思います。

転用目的の概要は、一般住宅 7 9 . 4 9 ㎡、法面 1 5 2 . 6 5 ㎡、駐車場 5 0 . 0 0 ㎡、道路及び回転スペース 3 6 9 . 8 6 ㎡です。

取水は町水道、雨水は東側道路側溝へ排出、その他は敷地内自然浸透と します。汚水は合併浄化槽により、東側側溝へ放流します。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様方のご審議の ほどよろしくお願いします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号3の件について、何かご 意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第5号 農地法第5条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

(4) 議案第6号

石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

- ・議 長 次に議案第6号 石川農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定に ついて議題といたします。事務局の説明を求めます。
- · 事務局長 (議案朗読)
- ・議 長 石川農業振興地域整備計画変更申請番号1を調査されました金沢和則委 員に報告を求めます。
- ・金沢和則委員 石川農業振興地域整備計画変更申請ということで編入の方を調査しましたので報告します。

調査日が令和4年2月7日午前10時から、事務局から吉田さん、矢内 さんが立会いました。農業委員が私と遠藤委員、最適化推進委員が味原委 員、小池委員が立会いました。

申請地は〇〇〇〇〇〇〇八 5 筆で、合計面積が 4, 0 8 8 ㎡、地目は 全て田になっております。

申請地は理由欄にあるとおり、農業競争力強化農地整備事業を進めるために農振農用地に編入する必要があり、今回の申請となっております。

現地は荒廃農地や耕作放棄地等ではなく、きちんと水田として耕作しており、また各所有者の同意もあり編入することに問題ないと思われます。

以上ご審議よろしくお願いします。

・議 長 只今説明のあった石川農業振興地域整備計画変更申請番号1について何 かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第6号 石川農業振興地域整備計画変更申 請番号1に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。 続いて、石川農業振興地域整備計画変更申請番号2を調査されました芳 賀正幸委員に報告を求めます。
- ・芳賀正幸委員 石川農業振興地域整備計画変更申請2番、事業計画者 ○○○○、土地 所有者 ○○○○の件を調査した結果を報告します。

地番は〇〇〇〇〇〇〇、畑800㎡と〇〇〇〇〇〇、田148㎡です。選定の第1条件として規模拡大であり、当該場所が業務上障害となっている場所であります。このためこの場所以外に選定場所がありません。なお、母畑地区土地改良区とは除外申請で協議済みです。周りが田んぼと畑ですので特別支障があるとは思えません。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様のご審議の程よろしくお願いします。

- ・議 長 只今説明のあった石川農業振興地域整備計画変更申請番号2について何 かご意見等ございませんか。
- ・金沢和則委員 事務局になんですが、この件について承認はしますが、この申請書の書き方はいかがなものかと思います。事前着手をしてしまい顛末書がついているのに、事業の支障となるから早急に行いたいような書きぶりで当然認めてもらえるような感じがします。もう少し考えた方が良いと思います。
- ・事務局次長 農業委員会の意見として、町担当係に申請書の書き方がこれで良いの か、県からの補正等があるのか確認いたします。

議長 ほかにございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第6号 石川農業振興地域整備計画変更申 請番号2に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

•

(5) 議案第7号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について

- ・議 長 次に、議案第7号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について議題とします。事 務局の説明を求めます。
- · 事務局長 (議案朗読)
- ・議 長 只今説明のあった、農用地利用集積計画について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定について は承認するものと決定します。

(6) 議案第8号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について

- ・議 長 議案第8号 荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について 議題とします。事務局の説明を求めます。
- 事務局次長 (議案朗読)
- ・議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご 意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号 を述べてから発言されますようお願いいたします。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第8号荒廃農地に係る非農地判断に対する 意見決定の件について番号1から番号83を一括して承認するものと決 定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時25分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和4年2月17日石川町農業委員会

石川町農業委員会長		
議事録署名人	4番	
	5番	

•